

信託監督人の権限

1 概略

今回のレターでは、信託監督人は何ができるのか？という視点からその具体的権限を確認してみます。信託法上、信託監督人は、132条により、92号各号（17号・18号・21号及び23号を除く）に掲げられた権利に関する一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有しています（1項本文）。すなわち、受託者を実行的に監督するため、受益者に認められている権利を、いくつかの例外を除いて行使することができます。例外的に除外されている権限（受益権を放棄する権利や受益権取得請求権）は、各受益者が有する受益権の処分に関する権利であり、受益者以外の者による行使は適切ではないことから除外されています。また、受益者代理人と異なり、受益者と信託監督人とは、全ての監督権限について重疊的、競合的に権限を行使することになります。

2 信託監督人の具体的権限

まずは、①信託法が受益者に認めた裁判所に対する申立権（92条1号）です。例えば、裁判所に対する検査役の申立権（46条・47条）、裁判所に対する受託者解任の申立権（58条4項）などですが、これらが最も重要で効果的な監督権限だと思われれます。

次に、②遺言信託における受託者となるべき者に対する信託の引受けの催告権（92条2号→5条1項）があります。

さらに、③信託財産に属する財産に対する強制執行、保全処分、担保権実行、競売、国税滞納処分などに対する異議を主張

する権利（92条3号→23条5項又は6項）がありあります。

また、④強制執行などに対する異議の訴えを提起し、勝訴した場合、必要な費用、又は、弁護士、司法書士などの報酬の信託財産からの支弁の請求権（92条4号→24条1項）があります。

また、⑤受託者の権限違反行為の取消権の行使、あるいは、新受託者が就任するまでの前受託者の権限違反行為の取消権（92条5号→27条1項又は2項、75条4項）があります。

また、⑥受託者の利益相反行為の取消権（92条6号→31条6項又は7項）があります。

また、⑦受託者の信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況についての報告を求める権利（92条7号→36条）があります。この報告請求権も、重要で効果的な監督権限だと思われれます。

また、⑧法務省令で定める信託財産に係る帳簿その他の書類の閲覧又は謄写の請求権がありますし、貸借対照表、損益計算書その他の法務省令で定める書類等の閲覧又は謄写の請求権（92条8号→38条1項・6項）もあります。この閲覧・謄写請求権も、重要で効果的な監督権限だと思われれます。

また、⑨受託者の任務懈怠による損失填補又は原状回復の請求権（92条9号→40条）があります。

また、⑩法人である受託者の理事、取締役など役員を受託者の損失填補責任又は現状回復の連帯責任の請求権（92条10号→41条）があります。

また、⑪受託者の法令又は信託行為違反の行為、又は、そのおそれがある場合、あるいは、公平義務違反の行為、又は、そのおそれがある場合、あるいは、公平義務違反の行為などに対する差止請求権（92条11号→44条）があります。

また、⑫受託者の任務懈怠による損失填補又は原状回復責任、法人である受託者の理事、取締役などの連帯責任、受託者の信託違反行為などの差止めなどに係る訴えを提起し、勝訴した場合、支出した必要な費用、弁護士又は司法書士などへの報酬の支払いの信託財産からの支弁の請求権（92条12号→45条1項）があります。

また、⑬前受託者による信託財産に属する財産の処分の差止請求権（92条13号→59条5項）があります。

また、⑭新受託者の引き継ぎまでの間における前受託者の相続人等、又は破産管財人による信託財産に属する財産の処分の差止請求権（92条14号→60条3項又は5項）があります。

また、⑮前受託者や前受託者の相続人、破産管財人などによる信託財産に属する財産の処分に対する差止めに係る訴えを提起し、勝訴した場合、支出した必要な費用、弁護士又は司法書士などへの報酬の支払いの信託財産からの支弁の請求権（92条15号→61条1項）があります。

また、⑯受託者の任務が終了した場合、信託行為に指定された新受託者になるべき者に対する就任承諾の催告権（92条16号→62条2項）があります。

また、⑰信託行為に信託監督人となるべき者の指定がある場合の就任の承諾の催告権（92条19号→131条2項）があります。

また、⑱信託行為に受益者代理人となるべき者の指定がある場合の就任の承諾の催告権（92条20号→138条2項）があります。

3 民事信託においては、受託者が意識的に、あるいは、無意識的に義務の履行を怠り、法令違反・契約違反に至っている例が散見されます。そこで、信託監督人が報告請求権や裁判所に対する申立権を積極的に行使して、民事信託の正常化に努めることが望まれます。（弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事）